

○岡山市雨水流出抑制施設設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市民や事業者と本市が協働して浸水対策を進めることにより浸水被害の軽減を図り、安全安心な暮らしや安定した事業活動環境の確保に資するため、雨水流出抑制施設の設置により雨水の流出抑制を図る者に対し、予算の範囲内において、雨水流出抑制施設設置補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

2 この要綱において「雨水流出抑制施設」とは、一時的に雨水を貯留することなどにより、雨水の流出を抑制させる機能を有する施設（雨水を集水し、及び排水するために要する管、ポンプ等の附帯施設を含む。）をいう。

3 この要綱において「雨水貯留タンク」とは、雨水流出抑制施設のうち、建築物の屋根等に降った雨水を貯留して一時的に雨水を流出抑制させる機能を有し、庭又は植木の散水等に活用することができる施設で、雨水貯留タンク本体及び付属品（取水継手、取水管、蛇口、固定金具、専用架台）をいう。

4 この要綱において「条例」とは、岡山市浸水対策の推進に関する条例（平成29年市条例第20号）をいう。

5 この要綱において「条例施行規則」とは、岡山市浸水対策の推進に関する条例施行規則（平成29年市規則第128号）をいう。

6 この要綱において「雨水事業計画区域」とは、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条に規定する事業計画で定める区域をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げるとおりとし、その要件については当該各号に定めるところによる。

(1) 浄化槽（10人槽以下）改造事業 排水施設を公共下水道へ接続替えすることにより、不要となった10人槽以下の既設浄化槽を雨水流出抑制施設に改造する事業であ

って、当該浄化槽の設置場所が、下水道法第2条第1項第8号に規定する処理区域内（以下「処理区域内」という。）及び下水道法第5条第1項第5号に規定する予定処理区域内（以下「予定処理区域内」という。）であるもの

(2) 浄化槽(10人槽超)改造事業 排水施設を公共下水道へ接続替えすることにより、不要となった10人槽を超える既設浄化槽を雨水流出抑制施設に改造する事業であって、次に掲げる要件のいずれをも満たすもの

ア 当該浄化槽の設置場所が、処理区域内及び予定処理区域内であること。

イ 雨水流出抑制施設が、1ヘクタール当たり300立方メートル以上の貯留能力を有するものであること。

(3) 雨水流出抑制施設新設事業 条例第2条第1項第3号に規定する開発行為等に伴って雨水流出抑制施設を設置する事業であって、次に掲げる要件のいずれをも満たすもの

ア 開発行為等に係る土地又は敷地の面積は、条例施行規則第3条に規定する規模以上であること。

イ 設置する雨水流出抑制施設が条例施行規則第5条に規定する技術基準に適合するものであること。

(4) 雨水貯留タンク設置事業 建築物の屋根に降った雨を地上に導く垂直の雨どいに雨水貯留タンクを設置する事業であって、次に掲げる要件のいずれをも満たすもの

ア 市販されている既製品であること。

イ 雨水貯留タンクの貯留容量の合計が80リットル以上であること。

ウ 雨水貯留タンクの設置場所が本市内であること。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、自己の費用をもって雨水流出抑制施設を設置しようとする当該敷地の所有者又は使用者でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するものは補助事業者としない。

(1) 市税、下水道事業負担金及び下水道使用料を滞納しているもの

(2) 国及び地方公共団体

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条

第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

（補助金の交付の制限）

第5条 雨水貯留タンク設置事業にあつては、補助金の交付回数は、同一の敷地について1回までとする。

（補助対象経費）

第6条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるものに限る。

（1）浄化槽（10人槽以下）改造事業 市長が別に定める標準的な仕様に基づいて行う改造工事に要する費用のうち次に掲げるもの

- ア 機械器具等に係る経費
- イ 機械器具等の設置に係る工事費
- ウ 浄化槽の改造等に係る経費
- エ アからウまでの経費に係る諸経費
- オ アからエまでの経費に係る消費税

（2）浄化槽（10人槽超）改造事業 市長が別に定める標準的な仕様に基づいて行う改造工事に要する費用のうち次に掲げるもの

- ア 機械器具等に係る経費
- イ 機械器具等の設置に係る工事費
- ウ 浄化槽の改造等に係る経費
- エ アからウまでの経費に係る諸経費
- オ アからエまでの経費に係る消費税

（3）雨水流出抑制施設新設事業 次に掲げる費用

- ア 機械器具等に係る経費
- イ 機械器具等の設置に係る工事費
- ウ 貯留槽の設置に係る駆体工事費（ただし、地中梁及び頂版部分は除く。）
- エ アからウまでの経費に係る諸経費
- オ アからエまでの経費に係る消費税

(4) 雨水貯留タンク設置事業 次に掲げる費用

ア 雨水貯留タンク本体及び附属品（取水継手，取水管，蛇口，固定金具，専用架台）
の材料費（運送費，設置に係る工事費は含まない。）

イ アの経費に係る消費税

（補助金額）

第7条 補助金額は，次の各号に掲げる事業の区分に応じ，当該各号に定める額とする。

(1) 浄化槽（10人槽以下）改造事業 補助対象経費に3分の2を乗じて得た額で，1戸当たり10万円を上限とする。

(2) 浄化槽（10人槽超）改造事業 補助対象経費に3分の2を乗じて得た額とする。

(3) 雨水流出抑制施設新設事業 次に掲げる区分に応じ，当該区分に定める額とする。

ア 雨水事業計画区域内において実施するもの 補助対象経費に3分の1を乗じて得た額で1件当たり500万円を上限とする。

イ 雨水事業計画区域外において実施するもの 補助対象経費に6分の1を乗じて得た額で1件当たり250万円を上限とする。

(4) 雨水貯留タンク設置事業 補助対象経費に3分の2を乗じて得た額で，タンクの基数にかかわらず1件の申請につき3万円を上限とする。

2 前項によって得られた額に1,000円未満の端数が生じるときは，これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第8条 補助金の交付申請は，規則及びこの要綱に定める条項の適用を受けることについて同意をした上で，次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める補助金交付申請書を，市長に提出して行わなければならない。

(1) 浄化槽（10人槽以下）改造事業及び浄化槽（10人槽超）改造事業 補助金交付申請書（様式第1-1号）

(2) 雨水流出抑制施設新設事業 補助金交付申請書（様式第1-2号）

(3) 雨水貯留タンク設置事業 補助金交付申請書（様式第1-3号）

2 規則第5条第1項に規定する市長が定める期日は，次の各号に掲げる事業の区分に応じ，当該各号に定める期日とする。

(1) 浄化槽（10人槽以下）改造事業、浄化槽（10人槽超）改造事業及び雨水流出抑制施設新設事業 原則として、雨水流出抑制施設に関する工事着手の日より前の日までとする。ただし、事前協議の申出を行う場合は、この限りでない。

(2) 雨水貯留タンク設置事業 雨水貯留タンクの購入の日より前の日までとする。

3 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 浄化槽（10人槽以下）改造事業及び浄化槽（10人槽超）改造事業 次に掲げる書類

ア 平面図

イ 位置図

ウ 構造図

エ 事業計画図

オ 見積書（工種別明細が記載されたもの）

カ 本市税の滞納無証明書（本市が市税に係る徴収金の滞納が無いことを照会することに同意しない場合又は当該照会の結果、滞納無であることが確認できなかった場合に限り必要とする。ただし、本市が滞納無証明書を取得することに同意し、かつ、本市が滞納無証明書を取得することができた場合又は本市に住民登録がなく、かつ、本市税が課税されていない場合を除く。）

キ 不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項の地図又は同条第4項の地図に準ずる図面（以下「公図」という。）の写し

ク 土地の登記簿謄本又は全部事項証明書

ケ 土地使用同意書（様式第2-1号）

(2) 雨水流出抑制施設新設事業 次に掲げる書類。ただし、アからオまでに掲げる書類は、条例施行規則別表第1に掲げる書類で兼ねることができる。

ア 配置図

イ 位置図

ウ 雨水排水計画平面図

エ 雨水流出抑制施設の計画図

オ 雨水排水計算書

カ 事業計画図

キ 見積書（工種別明細が記載されたもの）

ク 本市税の滞納無証明書（本市が市税に係る徴収金の滞納が無いことを照会することに同意しない場合又は当該照会の結果、滞納無であることが確認できなかった場合に限り必要とする。ただし、本市が滞納無証明書を取得することに同意し、かつ、本市が滞納無証明書を取得することができた場合又は本市に住民登録がなく、かつ、本市税が課税されていない場合を除く。）

ケ 公図の写し

コ 土地の登記簿謄本又は全部事項証明書

サ 土地使用同意書（様式第2-1号）

（3）雨水貯留タンク設置事業 次に掲げる書類

ア 位置図

イ 平面図

ウ 構造図

エ 見積書

オ 本市税の滞納無証明書（本市が市税に係る徴収金の滞納が無いことを照会することに同意しない場合又は当該照会の結果、滞納無であることが確認できなかった場合に限り必要とする。ただし、本市が滞納無証明書を取得することに同意し、かつ、本市が滞納無証明書を取得することができた場合又は本市に住民登録がなく、かつ、本市税が課税されていない場合を除く。）

カ 設置前写真（設置箇所がわかるもの）

キ 土地使用同意書（様式第2-2号）

4 規則第5条第2項の規定により、同条第1項第1号から第4号までの書類の添付は要しないものとする。

（事前協議）

第9条 浄化槽（10人槽以下）改造事業、浄化槽（10人槽超）改造事業及び雨水流出抑制施設新設事業において、単年度で完了しない事業においては、第8条に規定する交

付の申請の前に補助対象金額及び補助交付時期に関する事前協議を行うものとする。

2 事前協議の申出は、規則及びこの要綱に定める条項の適用を受けることについて同意をした上で、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める事前協議申出書を、市長に提出して行わなければならない。

(1) 浄化槽（10人槽以下）改造事業及び浄化槽（10人槽超）改造事業 事前協議申出書（様式第3-1号）

(2) 雨水流出抑制施設新設事業 事前協議申出書（様式第3-2号）

3 前項の事前協議申出書には、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

(1) 浄化槽（10人槽以下）改造事業及び浄化槽（10人槽超）改造事業 次に掲げる書類。

ア 平面図

イ 位置図

ウ 構造図

エ 事業計画図

オ 見積書（工種別明細が記載されたもの）

カ 本市税の滞納無証明書（本市が市税に係る徴収金の滞納が無いことを照会することに同意しない場合又は当該照会の結果、滞納無であることが確認できなかった場合に限り必要とする。ただし、本市が滞納無証明書を取得することに同意し、かつ、本市が滞納無証明書を取得することができた場合又は本市に住民登録がなく、かつ、本市税が課税されていない場合を除く。）

キ 公図の写し

ク 土地の登記簿謄本又は全部事項証明書

ケ 土地使用同意書（様式第2-1号）

(2) 雨水流出抑制施設新設事業 次に掲げる書類。ただし、アからオまでに掲げる書類は、施行規則別表第1に掲げる書類で兼ねることができる。

ア 配置図

イ 位置図

ウ 雨水排水計画平面図

エ 雨水流出抑制施設の計画図

オ 雨水排水計算書

カ 事業計画図

キ 見積書（工種別明細が記載されたもの）

ク 本市税の滞納無証明書（本市が市税に係る徴収金の滞納が無いことを照会することに同意しない場合又は当該照会の結果、滞納無であることが確認できなかった場合に限り必要とする。ただし、本市が滞納無証明書を取得することに同意し、かつ、本市が滞納無証明書を取得することができた場合又は本市に住民登録がなく、かつ、本市税が課税されていない場合を除く。）

ケ 公図の写し

コ 土地の登記簿謄本又は全部事項証明書

サ 土地使用同意書（様式第2-1号）

4 市長は、事前協議が成立したときは、事前協議成立通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（決定の通知）

第10条 規則第8条の決定の通知は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める補助金交付決定通知書により行うものとする。

（1）浄化槽（10人槽以下）改造事業、浄化槽（10人槽超）改造事業及び雨水流出抑制施設新設事業 補助金交付決定通知書（様式第5-1号）

（2）雨水貯留タンク設置事業 補助金交付決定通知書（様式第5-2号）

2 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、補助金不交付決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（状況報告、着手届及び完了届の免除）

第11条 規則第13条に規定する状況報告及び規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。

（事業期日までに完了しない場合等の報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が交付決定に付された期日までに完了しない場合は、雨

水流出抑制施設設置未完了報告書（様式第7号）を速やかに市長に提出し、その指示を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に書面で報告し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第13条 規則第16条の実績報告は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める実績報告書を市長に提出して行わなければならない。

（1）浄化槽（10人槽以下）改造事業、浄化槽（10人槽超）改造事業及び雨水流出抑制施設新設事業 雨水流出抑制施設設置実績報告書（様式第8-1号）

（2）雨水貯留タンク設置事業 雨水貯留タンク設置実績報告書（様式第8-2号）

2 規則第16条第1項第1号に規定する補助事業等に係る経費の収支決算書は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める収支決算書とする。

（1）浄化槽（10人槽以下）改造事業、浄化槽（10人槽超）改造事業及び雨水流出抑制施設新設事業 収支決算書（様式第9-1号）

（2）雨水貯留タンク設置事業 収支決算書（様式第9-2号）

3 規則第16条第1項第2号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

（1）浄化槽（10人槽以下）改造事業、浄化槽（10人槽超）改造事業及び雨水流出抑制施設新設事業

ア 竣工図面

イ 工事代金等の請求書の写し又は領収書の写し

ウ 現場写真（着工前、清掃作業、配管工事、据付完了後及びその他の工程が分かるもの）

エ 工事費内訳書

オ 雨水流出抑制施設の管理に関する協定書（様式第10号）

（2）雨水貯留タンク設置事業

ア 設置完了写真

イ 領収書の写し（タンク本体、付属品等の内訳が分かるもの）

ウ 雨水貯留タンクの管理に関する誓約書（様式第11号）

（交付の請求）

第14条 補助金の交付の請求は、交付申請日の属する年度の末日までに、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める補助金等交付請求書を、市長に提出して行わなければならない。

（1）浄化槽（10人槽以下）改造事業、浄化槽（10人槽超）改造事業及び雨水流出抑制施設新設事業 補助金等交付請求書（様式第12-1号）

（2）雨水貯留タンク設置事業 補助金等交付請求書（様式第12-2号）

（交付決定の取消し）

第15条 規則第20条第3項の規定において準用する規則第8条の規定による通知は、補助金交付決定取消通知書（様式第13号）により行うものとする。

（財産処分の制限）

第16条 規則第24条第2号に規定する機械及び重要な器具で市長が定めるものは、次のとおりとする。

（1）ポンプ類

（2）ポンプ槽他附帯設備

（3）雨水貯留槽

（4）雨水貯留タンク

2 規則第24条ただし書に規定する市長が定める期間は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

（1）浄化槽（10人槽以下）改造事業及び浄化槽（10人槽超）改造事業 次に掲げる財産の区分に応じ当該ア又はイに定める期間

ア ポンプ類 10年

イ ポンプ槽他附帯設備 10年

（2）雨水流出抑制施設新設事業 次に掲げる財産の区分に応じ当該アからウまでに定める期間

ア ポンプ類 10年

イ ポンプ槽他附帯設備 10年

ウ 雨水貯留槽 20年

(3) 雨水貯留タンク設置事業 雨水貯留タンクについて7年

3 前項の期間は、補助金交付決定通知の日から起算する。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 岡山市戸別雨水流出抑制施設設置補助金交付要綱（平成17年市告示第563号）の廃止の際、現に廃止前の同告示に基づき行われている補助事業に関しては、廃止前の同告示第12条の規定は、同告示の廃止後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 雨水流出抑制施設新設事業であって、この要綱の施行の日前において雨水流出抑制施設設置に関する事実上の協議を開始しているものについて事業者が従前の例によることを選択したときは、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 雨水流出抑制施設新設事業であって、この要綱の施行の日前において雨水流出抑制施設設置に関する事実上の協議を開始しているものについて事業者が従前の例によることを選択したときは、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年8月4日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月2日から施行する。